変　更　理　由　書

神 戸 市

工　事　名	国道 428 号道路防災対策工事（その１）

契約変更後の工事概要

道路土工：１式、　落石防止工：１式、　仮設工：１式

契約変更の理由

１．　伐採工について、当初は必要に応じて片側規制を行った上で昼間に施工することとしていたが、警察協議の結果、片側規制を行う場合は夜間とすることとなった。したがって、伐採工の一部（積込・運搬含む）は夜間に施工する必要が生じた。

２．　高エネルギー吸収型土砂防止柵（Ｂ428Ａ200）について、当初の施工位置の場合、現道上に足場を設置することとなり終日片側規制を行う必要があったが、警察協議により終日での片側規制は許可されなかったため、施工位置を約 3m 後退させることとなった。それに伴い、必要な土砂捕捉量を確保するための掘削量（当初 50㎥、変更 100㎥）等が増工となった。

３．　B428A240 工区について、①既設擁壁背面が洗堀されており、②付近の現況法面が砂質土のため雨水等により流出する可能性があった。そこで、①洗堀部の充填及び洗堀対策としてコンクリートキャンバスの施工、②表面保護として表層土砂流出抑制植生マット工の施工を増工した。

４．　その他工種の変更ならびに数量の増減については、現地精査による。